

# 議員協議会

令和元年8月30日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 配布資料の確認

## 3 第70回9月定例会の運営等について

### (1) 議会運営委員会委員長報告

### (2) その他

## 4 その他

### (1) 10月以降の議員協議会開催予定（定例：第2火曜）

- ・10月8日（火）午前9時30分から
- ・11月12日（火）午前9時30分から

### (2) その他

令和元年8月30日

議員各位

議会運営委員長

令和元年8月23日議会運営委員会の概要について（報告）

去る8月23日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第70回9月定例会の日程等について

① 日程

- 8月30日（金）午前9時30分から 議員協議会  
午前10時00分から 本会議（第1日）  
（本会議終了後、資料請求調整会）
- 9月2日（月）正午 議案質疑通告締切  
決算審査意見書に対する質疑締切
- 5日（木）午前10時00分から 本会議（第2日）  
※ 議案第80号 工事請負契約の締結について 追加上程予定  
（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）  
（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）
- 6日（金）午前9時30分から 文教民生常任委員会
- 9日（月）午前9時30分から 総務産業常任委員会
- 10日（火）午前9時30分から 予算常任委員会  
終了後 決算特別委員会
- 11日（水）午前9時30分から 決算特別委員会
- 12日（木）午前9時30分から 決算特別委員会
- 13日（金） 委員会予備日
- 17日（火）正午 一般質問通告締切
- 18日（水）正午 討論通告締切  
（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）
- 25日（水）午前9時30分から 議員協議会  
午前10時00分から 本会議（第3日）
- 26日（木）午前10時00分から 本会議（第4日）
- 27日（金） 予備日
- 30日（月）午前9時30分から 議会運営委員会

② 会期

8月30日（金）から9月27日（金）までの29日間

(2) 初常任委員会について

- ・各会派等での検討内容の報告の後、初常任委員会における部長説明のあり方を協議  
⇒会議時間短縮のため、主要課題と取組方策を中心に、簡潔に部長説明を求める。  
初常任委員会資料と併せて、部長の説明資料を提出してもらう。

(3) 特定所管事務調査及び事務事業評価について

- ① 所管事務調査は、各議員が日頃から問題意識を持ち、課題がある事項をもとに委員会として取り組むべきものであることを確認  
※ 今後、所管事務調査事項は、閉会中継続審査の申し出に記載するため、各委員長は、会議規則の規定により、調査内容等を議長へ通知
- ② 特定所管事務調査は、必要性やそのあり方を引き続き検討
- ③ 事務事業評価は、まずは、今回の評価を決算審査の議論へつなげていくよう、意識して取り組み、引き続きそのあり方を検討

(4) 人事院勧告に伴う議員報酬等の条例改正の提案方法について

- ・分割して提案すべきとの意見もあったが、  
⇒その場合、委員会または議員提出議案となり、
    - ・委員会提出議案の場合、委員会での合意がなければ提出できない。
    - ・賛成議員による議員提出の場合、提出時点で賛否が明らかになる。
- 等の課題があり、これまでと同様に一括して提案

※ ただし、一括提案によって、提案理由などに齟齬が生じないように理事者に申し入れる。

(5) 西脇市議会陳情書取扱規程（案）について

- ・事務局から、前回の議会運営委員会での議論等を踏まえた修正案が提出され、協議の結果、本日配付のとおり決定（別紙参照）

※ 本規程は本日付けで施行し、今後は規程に従い陳情審査を行うこととなるため留意を

(6) 議会基本条例の検証について

- ・9月30日の議会運営委員会で協議

## 西脇市議会陳情書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西脇市議会の陳情書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(陳情書の記載事項等)

第2条 陳情書は、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日、陳情者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載し、陳情者が押印するものとする。

(陳情書の受理)

第3条 陳情書は、会期中又は閉会中にかかわらず、持参又は郵送で提出されたものを議長が受理する。

2 陳情書には、受付簿による暦年番号を付する。

3 嘆願書、要望書（以下「要望書等」という。）の類で議長が必要と認めるものは、陳情書として処理する。

4 前項の規定によらないものは、議長の供覧にとどめるものとする。ただし、議長が委員会審査の参考資料として配布することが適当と認めた場合は、当該要望書等を所管することとなる委員会（常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会をいう。以下「委員会」という。）に配布することができる。

(陳情書の訂正及び取下げ)

第4条 陳情者は、受理された陳情書を訂正し、又は取り下げようとするときは、委員会送付前においては議長の承認を、委員会送付後においては、委員会の承認を得なければならない。

2 陳情者は、前項の承認を得ようとするときは、その理由を付した文書を議長に提出しなければならない。

(陳情書の委員会送付)

第5条 議長は、受理した陳情書を所管する委員会に送付する。ただし、議長において陳情書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議長の供覧又は議員への配付にとどめることができる。

(1) 特定の個人及び団体等をひぼう中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの

(2) 個人の秘密の暴露その他他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求めるもの

(4) 裁判等で係争中の事件に関するもの

- (5) 極めて個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題と考えられるもの
- (6) 趣旨又は願意が不明確で判然としないもの
- (7) 市の事務に属さないもの
- (8) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの

(9) 1年以内に議決されたものと同趣旨のもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、陳情書の内容が委員会において審査することが適当でないと考えられるもの

2 陳情書が市民（市内に住所を有する者に限る。以下この項において同じ。）によらないものについては、議員への配布にとどめるものとする。ただし、所管する委員会の委員長が、市民に重大な影響があると認め、委員会で審査することが適当と判断したものについては、この限りでない。

3 陳情書の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の陳情書が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に送付する。ただし、分離し難い場合は、その内容により主として関係のある委員会に送付する。

4 議長は、必要と認めたとき又は所管する委員会から申出があったときは、送付替えをすることができる。

（陳情書の委員会審査）

第6条 委員会は、送付された陳情書を速やかに審査するものとする。

2 委員会は、陳情書の審査のために必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 陳情者から意見を聴く機会を設けること。

(2) 当該事務担当職員の意見を聴取すること。

(3) 実地調査を実施すること。

(4) 公聴会を開催すること。

(5) 参考人の出頭を求め、意見を聴取すること。

(6) 他の委員会の意見を求め、又は他の委員会と連合して審査すること。

3 陳情の内容が2以上にわたる場合は、項目ごとに採択、不採択等を決定することができる。

4 委員会は、陳情審査の結果を議長及び議会運営委員会に報告する。

5 前項の報告に誤りがあるときは、議長が当該委員会に差し戻し、修正させるものとする。

6 委員会は、採択した陳情の趣旨に基づき、意見書等を作成し、委員会提出議案として速やかに定例会に提出する。

（陳情の結果報告等）

- 第7条 議会は、採択すべきものと決定した意見書等で、市長その他の関係機関に送付することが適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。
- 2 議長は、議会の採択した意見書等で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。
- 3 議長は、委員長と連名で、審査の終了した陳情については、その結果を陳情者（陳情者が2人以上の場合はその代表者）に通知する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議事日程（第70回西脇市議会定例会第1日）

令和元年8月30日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	議案第41号	西脇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	市長
	議案第42号	西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	〃
	議案第43号	西脇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
	議案第44号	西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の制定について	〃
	議案第45号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第46号	西脇市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第47号	西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第48号	西脇市立介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第49号	西脇市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第50号	西脇市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第4	議案第51号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃

第 4	議案第52号	日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
	議案第53号	西脇市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第54号	西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第55号	西脇市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
第 5	議案第56号	西脇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第57号	令和元年度西脇市一般会計補正予算（第4号）	〃
	議案第58号	令和元年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第59号	令和元年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）	〃
	議案第60号	令和元年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
	議案第61号	令和元年度西脇市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
	議案第62号	平成30年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第63号	平成30年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
第 6	議案第64号	平成30年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第65号	平成30年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第66号	平成30年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第67号	平成30年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第68号	平成30年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃



第 6	議案第69号	平成30年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	市長
	議案第70号	平成30年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第71号	平成30年度西脇市水道事業会計決算の報告について	〃
	議案第72号	平成30年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	〃
	議案第73号	平成30年度西脇市立西脇病院事業会計決算の報告について	〃
第 7	議案第74号	人権擁護委員の候補者の推薦について	〃
第 8	議案第75号	財産（企業誘致事業用地）の取得について	〃
	議案第76号	新市まちづくり計画の変更について	〃
	議案第77号	西脇多可行政事務組合理約の変更について	〃
第 9	議案第78号	西脇多可行政事務組合理約の変更に伴う財産処分について	〃
	議案第79号	市道路線の変更について	〃
第 10	委員会提出 議案第2号	下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書	総務産業 常任委員長
	—	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	文教民生 常任委員長
	—	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	総務産業 常任委員長

西脇市議会議長 林 晴 信

# 事 務 報 告

令和元年7月24日（第69回西脇市議会臨時会）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

## 記

令和元年

- 7月24日
  - ・ 議員協議会
  - ・ 第69回西脇市議会臨時会
  - ・ 総務産業常任委員会
  - ・ 予算常任委員会
- 25日
  - ・ 文教民生常任委員会
  - ・ ドイツスポーツ少年団表敬訪問に正副議長出席
- 26日
  - ・ 一般国道175号整備促進期成同盟会総会に議長出席
- 27日
  - ・ 西脇病院フェスタに正副議長ほか議員多数出席
- 30日
  - ・ 兵庫県市議会議長会総会（丹波篠山市）に正副議長、局長出席
- 31日
  - ・ 伊那市議会行政視察のため来訪
  - ・ 三田市議会行政視察のため来訪
- 8月1日
  - ・ 湖南地区市議会議長会行政視察のため来訪
- 1日
  - ・ 「全国地方議会サミット2019」に議員定数調査特別委員会視察（東京都江東区）
- ～2日
- 2日
  - ・ 西脇市中中学生親善使節団交流会に議長出席
- 3日
  - ・ 県道黒田庄多井田線「喜多バイパス」開通式に正副議長ほか議員多数出席
- 4日
  - ・ 「星とアート展」オープニングセレモニーに正副議長ほか議員多数出席
- 5日
  - ・ 兵庫県市町村職員退職手当組合例月出納検査（神戸市中央区）に議長出席
  - ・ 浅口市議会行政視察のため来訪
- 7日
  - ・ 議員定数調査特別委員会
- 8日
  - ・ 福岡市議会会派視察のため来訪
- 9日
  - ・ 議員協議会
- 16日
  - ・ 兵庫県地方議会協議会（神戸市中央区）に議長出席
- 20日
  - ・ 兵庫県市議会議長会对国実行運動（東京都千代田区）に議長、局長出席
- ～21日

- 21日 ・ 広報広聴特別委員会行政視察（丹波市）
- 23日 ・ 議会運営委員会
- 24日 ・ 北海道富良野市表敬訪問に正副議長、局長出席  
・ へその西脇織物まつり採火式に正副議長出席
- 25日 ・ 織物感謝祭に正副議長ほか議員多数出席  
・ へその西脇織物まつりに正副議長ほか議員多数出席
- 26日 ・ 北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会総会（加西市）に議長、総務産業常任委員長出席  
・ 加古川中流域並びに国道427号・県道中安田市原線整備促進期成同盟会合同総会（多可町）に議長、総務産業常任委員長出席
- 28日 ・ 兵庫県市議会議長会対県実行運動（神戸市中央区）に議長、局長出席

## 受理した陳情書一覧表

西脇市議会において、第69回西脇市議会臨時会以降受理した陳情書は、次のとおりです。

受 理 番 号	受 理 月 日	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
陳 情 第 3 号	R 1 . 8 . 2	令和 2 年度西脇市就学前教育・ 保育関係予算に対する要望書	西脇市認定こども園 経営協会	文教民生

委員会提出議案第2号

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大  
を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の  
規定により提出する。

令和元年8月30日

総務産業常任委員会委員長 坂部 武 美

(理 由)

将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを強化するため。



## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書

西脇市では、昭和56年度から下水道整備に着手し、平成19年3月末に建設事業を概成しており、市内ほぼ全域で下水道の使用ができるようになり、生活排水処理率は、ほぼ100%となっている。

現在は、処理場等設備の長寿命化計画を策定し、計画的に改築更新を進めているほか、処理場の統廃合や、予防保全の強化等による改築費用の縮減など、将来にわたって下水道施設の機能を維持していくための取組を進めている。

このような状況の中、国の財政制度等審議会において、汚水処理施設に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要があるとの指摘があり、これを受けた国の平成31年度予算では、浸水対策及び未普及対策等に国庫補助が重点配分されたところである。

今後も、老朽化した汚水処理施設の改築への国庫補助が削減されれば、一般会計繰入金が増額や下水道使用料の増額改定によって必要な財源を賄わざるを得ず、必要な財源が確保できなかった場合には、大規模地震発生時等において、汚水管の破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに汚水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶことが懸念される。

ついては、将来にわたって下水道サービスを確実に提供し、市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに、南海トラフ地震をはじめとする自然災害への備えを強化するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

### 記

- 1 下水道施設の改築に係る国庫補助制度の継続と予算枠の拡大を図ること。
- 2 災害時の機能保全、安全性確保の観点から、下水道施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 3 南海トラフ地震や播磨地域を中心に大規模被害が想定される山崎断層帯地震、御所谷断層帯地震及び巨大台風をはじめとする自然災害に備える事前防災の観点から、防災・減災対策等に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年8月30日

西 脇 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

} 様



# 平成30年度 事務事業評価報告書

令和元年 8 月30日

文教民生常任委員会

## 平成30年度 文教民生常任委員会 事務事業評価「高齢者見守りサポート事業」

### ◎西脇市総合計画の位置付け

#### 基本計画

#### 第1章 とともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち

#### 第5節 高齢者がいきいきと暮らせる長寿社会【高齢者福祉・介護保険】

#### ■現状と課題

本市では、全世帯数のうち約4分の1が、ひとり暮らし高齢者などの高齢者世帯が占めています。高齢者世帯の孤立を防ぐため、地域での見守り体制を推進するとともに、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の実現が求められています。

#### 包括的な地域ケア体制の推進

民生委員・児童委員や自治会による近隣協力体制の充実を図るとともに、高齢者世帯への生活援助員の派遣により、地域の中で高齢者を見守る体制を強化します。

主な取組事業⇒「高齢者見守りサポート事業」

### ◎第7期西脇市高齢者安心プランの位置付け

#### 西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

#### 基本理念

#### 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、「地域共生社会」の理念を視野に入れ、取組を推進します。

### ◎高齢者見守りサポート事業（令和元年度予算 167万円）の概要

#### 1 事業の目的

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの要介護者世帯が年々増加する中、介護保険等の既存サービスの狭間で見守りの目が届きにくい高齢者に対し、より細やかな見守り体制の構築を図る。

#### 2 実施方法

毎月初旬に介護予防や認知症予防、健康、消費者被害等の注意喚起等のパンフレットを専用の封筒に入れ、配達事業者が手渡しにより配達する。手渡しを基本とするため、出会えない場合は時間帯や日にちを変えて再度配達する。

対面時には会話のきっかけをつくる目的で簡単なアンケートを実施する。

高齢者の異変に気付いた場合は、配達事業者から報告が入る。

(委託先：ヤマト運輸株式会社 姫路主管支店)

### 3 申込者の条件

福祉票を提出されている65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯のうち、事業実施を希望される方

### 4 申込件数及び廃止件数

平成28年度	⇒	新規申込件数	232件	廃止件数	8件	計	224件
平成29年度	⇒	新規申込件数	21件	廃止件数	24件	計	221件
平成30年度	⇒	新規申込件数	9件	廃止件数	19件	計	211件

### 5 異変があった場合の対応等（平成30年度）

- ・配達時に郵便物がたまっている、数回配達したが出会えない等により、所在や安否確認を行った件数：16件
- ・生活や体調等の不安により支援が必要なため、地域包括支援センター等に支援を依頼した件数：4件

## 各委員の評価に基づく意見

### ❖ 吉井委員

- ・高齢化が進む中で、この事業は必要である。(安否確認も含めて)
- ・人との関わりを避ける人もいる。
- ・必要な方に届く周知（PR）がもっと必要だと思う。

### ❖ 美土路委員

- ・事業は必要だと考える。
- ・ヤマト運輸に委託した事業であるが、有効に働いているのか疑問である。
- ・スタート時の予算 400万円から年々減少している。(半分以下の実績)
- ・市が対象にしている人がフォローされていない。
- ・もっと利用できるものにすべき。
- ・喜んで利用しているとの声もあった。
- ・利用者が増える、違う事業へのシフトも今後視野に入れる。

### ❖ 東野委員

- ・現状のままでいい。
- ・かつては愛育班によって行われていたが、今は行われていない。
- ・今、民生委員さんに協力してもらっているが、すべてに対応できない。
- ・親族の方が遠方にお住いの場合は、非常に助かる。
- ・周知（PR）を充実させて継続する。

### ❖ 岡崎委員

- ・現状のままでいい。
- ・利用者は減少しているが必要な事業である。
- ・まだまだ改善点はあると思うが、現状維持で

### ❖ 中川副委員長

- ・高齢化が進む中、見守りとして必要な事業である。
- ・行政だけでなく、民間の協力も必要

### ❖ 村岡委員長

- ・まだまだ申込者は少ないが、必要不可欠な事業である。
- ・現在、民生委員さんが申込みを一手に引き受けられているが、受付窓口を広げていくことにより、申込者の増加及び民生委員さんの負担も減るのではないかと。

## その他の意見

- ・基本的に継続することで一致
- ・PR方法を見直していくことでほぼ一致（美土路委員以外）
- ・この事業を継続していく中で利用が増えるならば、ヤマト運輸への委託のままで良い。（美土路委員）
- ・この事業だけに頼るのではなく、他の手法も考えるべき。（吉井委員）
- ・他の事業と重複している点もあるが、それはそれで有効である。（村岡委員長）
- ・本来、地域内で見守りを隣保単位で行っていたが、今、その力がなくなっている。現在は民生委員さんを中心に対応されているが、日々対応できないため始まった事業と認識している。100%はカバーできないが必要である。（東野委員）
- ・福祉票のみに頼るのではなく、必要に応じて柔軟に対応すべき。（中川副委員長）
- ・自治会内で転居されても情報が得られない。行政が持つデータを有効に使うことも考える。（吉井）

## 議長からの問いかけ

- ・ひとり暮らしの高齢者等に関して、家族への案内がなされているのか。  
→ 現在では本人への告知のみで、家族等への告知やPRは行っていない。
- ・見守りサービスは月1回でいいのか。  
→ ほとんどの委員が月1回でいいという回答（岡崎委員以外）

## 委員会としての結論

高齢者見守りサポート事業はまだまだ申込者は少ないが、利用している方にとっては必要不可欠な事業であるとともに、まだまだ潜在需要も大きいと考える。

今後、受付窓口の拡大や、サービスを必要とする人に対して周知（PR）方法を工夫することにより、申込者の増加に繋げることが望まれる。

よって、委員会として「見直しのうえ、継続すべき」と評価する。

# 平成30年度 事務事業評価報告書

令和元年 8 月30日

文教民生常任委員会

## 平成30年度 文教民生常任委員会 事務事業評価「奨学金貸付事業」

### ◎西脇市総合計画の位置付け

#### 基本計画

#### 第3章 ころ豊かな人が育ち、いきいきと活躍できるまち

#### 第1節 人間力を培う学校教育【学校教育・幼児教育】

#### すべての子どもが学習できる教育機会の確保・充実

経済的支援が必要な家庭の保護者に対して、教育費用の一部を助成し、負担の軽減を図ります。

### ◎西脇市教育振興基本計画（後期）の位置付け

#### え～まち西脇！！e—プラン

#### 第4部 西脇市の教育の目指す姿 [各論]

#### 全ての子どもが学習できる教育機会の確保・充実

#### その他の取組

○経済的支援が必要な家庭の保護者に対する、教育費用の一部助成と負担の軽減化

### ◎奨学金貸付事業の概要

#### 1 事業の目的

家庭の収入状況により、就学するための費用を支出することが困難な人に対して貸付し、有用な人材を育成する。

#### 2 貸付状況

平成28年度⇒貸付件数30件（予算55件） 貸付金額1,760万円（予算2,970万円）

平成29年度⇒貸付件数25件（予算45件） 貸付金額1,385万円（予算2,670万円）

平成30年度⇒貸付件数22件（予算35件） 貸付金額1,232万円（予算2,100万円）

#### 3 年度途中の貸付状況

平成28年度⇒2件

平成29年度⇒3件

平成30年度⇒4件

4 返還金の収納状況

平成29年度（決算）

現年度分⇒調定額25,928,500円	収入済額23,473,500円	収納未済額1,880,000円
		収納率92.58%
過年度分⇒調定額 7,365,200円	収入済額 1,738,100円	収納未済額5,627,100円
		収納率23.60%
計 ⇒調定額32,718,700円	収入済額25,211,600円	収入未済額7,507,100円
		収納率77.06%

平成30年度（H31. 3. 31現在）

現年度分⇒調定額27,928,500円	収入済額25,733,500円	収入未済額2,195,000円
		収納率92.14%
過年度分⇒調定額 7,507,100円	収入済額 1,237,700円	収入未済額6,269,400円
		収納率16.49%
計 ⇒調定額35,435,600円	収入済額26,971,200円	収入未済額8,464,400円
		収納率76.11%



## 各委員の評価に基づく意見及びその他の意見

### ❖ 吉井委員

- ・ 継続すべき。
- ・ 他の制度を活用しているケースもあるが、この制度をアピールすべき。
- ・ 5万円の額には魅力がある。
- ・ 返済期間は延長できるのであれば良いが、今厳しいとは思わない。

### ❖ 美土路委員

- ・ 事業は必要だと考える。
- ・ 本市の制度は貸与型で、金額がある程度確保できることは評価できる。

### ❖ 東野委員

- ・ 貸与型であるが、経済的困難な学生へ支援
- ・ 他市の給付制度では額が少なく効果が少ないと感じる。
- ・ 返済はもう少し緩やかにすべき。(12~13年くらいに)
- ・ 所得制限により奨学金を受けられない方がいた。(これも緩やかな見直しが必要)
- ・ 西脇市に就職された学生さんは返済を免除する。

### ❖ 岡崎委員

- ・ 事業は必要と考える。
- ・ 現状のままで良い。

### ❖ 中川副委員長

- ・ 必要とする学生がいる限り継続する。
- ・ 返済期間と額の見直しを

### ❖ 村岡委員長

- ・ 返済期間を延長し、毎月の返済額を少なくする。
- ・ 年取に応じた返済方式なども考えていくべき。

## 議長からの問いかけ

- ・ なぜ年々活用が減っているのか。
  - 保証人が2人必要になっている。(以前1人)(岡崎、東野)
  - 国の制度が以前の有利子から無利子になっている。(岡崎、東野)

- ・返済期間延長による市の財政への影響は
  - 返済の額を貸付けに回しているが、影響は少ないと考える。(東野)
  - 過年度対応などにより、職員の負担増が懸念される。(東野)

### 委員会としての結論

奨学金が負担になっていて結婚や出産、子育てができない社会を変えていくためには、貸与型を利用している人たちの返済負担を軽減することが必要であるとの見解になった。しかし、返済負担軽減のための施策に関しては、委員個々には多くの提案があったが、委員会として具体的に決定、提案するには至らなかった。

#### —委員会が出された意見、提案—

返済期間の延長や額の見直し、所得制限の緩和などの検討や、「ふるさと奨学金」制度として条件付きでの返済免除、その他、従来の定額返還方式だけでなく、卒業後の年収に応じて月の返済額が決まる所得連動返還方式（返済総額は定額返還と同じ）など。

よって、委員会として「見直しのうえ、継続すべき」と評価する。

平成30年度  
事務事業評価報告書

令和元年 8 月30日

総務産業常任委員会

# 総務産業常任委員会による事務事業評価

## ○評価対象事業名：観光交流活動創出支援事業

### 1 事業の目的

市外からの誘客拡大によって、市内での消費活動を促進するために実施していた「観光誘客促進事業」（平成27年度～）と「日本のへそコンベンション支援事業」（平成28年度～）を統合再編し、消費活動への効果が高い宿泊客と団体客の誘客を促進するため、補助金を交付し支援する。

### 2 計画等の位置づけ

#### (1) 総合計画の位置づけ

「西脇市総合計画・後期基本計画」

第2章 第2節

にぎわいを創出する観光と多彩な交流【観光・交流】

#### ① 魅力ある観光資源の創出と活用

- ・民間旅行会社などと連携して、地域資源と体験・交流活動を組み合わせた観光ルートの開発や、点在する地域資源のネットワーク化を進め、宿泊客を含めた観光客の増加を図る。
- ・ホームページやSNS、マスメディアなどの様々な媒体を活用し、季節のイベントや見どころなど鮮度の高い観光情報をリアルタイムに発信することで、誘客の増加を図る。

#### (2) 施策体系へ事業の位置づけ

関連計画 - 「西脇市観光交流推進ビジョン」（平成28年策定）

- ① 基本目標：「地域経済に貢献する観光交流活動を生み出す」
- ② 基本戦略：「集客交流型観光の創出」

☆取組内容

#### ① 「集客交流イベントの開催促進」

- ・市内の施設間連携による集客交流イベントの実施提案
- ・イベント主催者が施設を利用しやすい仕組みの検討

#### ② 「西脇市ならではの集客交流イベント会場の提案」

- ・公共空間や地域特性を生かした特別な会場の選定
- ・特別な会場等でのイベント開催の支援

#### ③ 「集客施設等の来客の市内他施設への誘導」

- ・集客施設利用者や行政視察等による訪問者を飲食店等に誘導する仕掛けづくり

#### ④ 「集客交流イベントの誘致促進」

- ・イベント主催者に対する助成・効果の検証

### 3 当該事業の概要

#### (1) 実施年度 平成30年度～

※従前の「観光誘客促進事業」（平成27年度～）と「日本のへそコンベンション支援事業」（平成28年度～）を統合

#### (2) 平成30年度総事業費： 4,000千円

※予算額／団体型旅行：2,500千円、個人型旅行：1,500千円

#### (3) 実施内容

##### ① 団体型旅行助成

次の全ての要件を満たす旅行を実施する業者等に対し助成

- ・ 借り上げバス等を利用する大人（中学生以上）25人以上の団体旅行
- ・ 西脇市内で食事または宿泊（食事付き）
- ・ 西脇市内の観光集客施設を2カ所以上・うち1カ所以上は有料施設訪問
- ・ 助成額／貸切バス代1人 500円と市内施設での食事代・宿泊代・入場料等の半額バス1台当たり日帰りは5万円または6万円、宿泊は7万円または9万円

##### ② 個人型旅行助成

市内のゴルフ場を平日(土曜日・日曜日・祝祭日を除く日)に利用し、宿泊（利用日または利用前日）する旅行への助成

- ・ 助成額／1人 4,000円

##### ③ 合宿・コンベンション助成

市内の民間宿泊施設（ホテル・旅館）で宿泊し、市内の有料施設を利用した合宿・コンベンションの開催に助成

- ・ 宿泊人員が15人以上で、かつ、延べ宿泊人員が30人以上
- ・ 助成額／宿泊料 1人につき 1,000円

合宿・コンベンションの施設利用料 経費の2分の1（上限額3万5千円）

上記の宿泊料と施設利用料金をあわせ、助成の上限額は7万円

### 4 成果と課題

観光交流活動創出支援事業は、従前の観光誘客促進事業(平成27年度～)と日本のへそコンベンション支援事業(平成28年度～)を一本化したものである。

昨年度に比べ団体旅行利用者全体としては18.9%増えているが、そのうち、日帰り利用は30.3%増となっているものの、宿泊利用は半数以下の51.3%減少している。

また、ゴルフ利用の個人型旅行は14.3%減、コンベンション利用も21.5%減となっている。

数字から見れば、あまり増えていないように見えるが、いかに市内でお金を使っただけの重要性であり、市内消費額は前年比15.8%増となっていることから見れば、成果はあったと判断できる。

しかし、この助成があるから西脇市を訪れていることも考えられることから、助成がなくても来ていただける西脇市への観光誘導として、観光地や観光施設だけでなく、食や地場産品も含めた魅力づくりと、リピーターの確保が必要と考える。

また、コンベンションは、西脇ロイヤルホテルに集中しているが、会場の広さや設備から考えればやむを得ないといえるものの、若者の合宿等も含めて、付帯条件として市内の観光地を必ず見学する等の還元策も検討すべきと考える。

合わせて、6月3日に西脇市の観光入込客数の約34%、年間42万人が訪れている道の駅北はりまエコミュージアム（北はりま田園空間博物館総合案内所）の現状と今後の課題について指定管理者であるNPO法人理事と意見交換会を行い、「駐車場やトイレの不足」、「国道175号西脇北バイパス開通後の対応」、「日本の中心地であることをアピールするための「日本へそ公園」の充実」、「小さな観光スポットとのネットワーク」、「外国人観光客対応」など、様々な意見や課題が出されたので、今後の観光振興に生かされたい。

また、平成28年に策定された観光交流推進の指針となる「西脇市観光交流推進振興ビジョン」は3年を経過し、10年計画の中期に入っていることから、前期を踏まえた検証が必要と考える。

## 5 総務産業常任委員会が事業評価を行うにあたって

総務産業常任委員会の平成30年度事務事業評価対象事業は、「観光交流活動創出支援事業」と「公園施設長寿命化対策事業」の2事業としていたが、「観光交流活動創出支援事業」については、国宝級の史跡など大きな観光資源に乏しい本市ではあるが、今後の観光交流振興の推進は重要であること、さらに、本市最大の入込客数を誇る道の駅（北はりま田園空間博物館総合案内所）の実地調査を踏まえ、評価対象事業に決定した。

なお、公園施設長寿命化対策事業については、公園施設の修繕が主であり、予算内で順次必要な箇所から改修等を実施していることから評価が難しいと判断した。

評価については、委員7人で議論し、5段階の評点及び総合評価を踏まえ、今後の方向性を明らかにした。

## 6 事業評価（5段階評価）

委員7人の平均で評価点を付けた。

### (1) 妥当性／3.4

- ・観光交流人口を増やすことという観点からは、大多数の委員が実施すべきとしている。
- ・前年度に比べ、団体旅行利用者や市内消費額が増えていることから一定の成果は上がっていると半数以上が判断している。
- ・行政が行うべき事業ではない、他事業とサービスが重なっている、他自治体と同じような内容である、との意見が一部あった。
- ・市民全員のためにはなっていないと判断した委員が約半数を占めている。

以上のような評価が出されたが、全委員からの妥当性の観点からの評価を平均する

と「3.4」であった。

(2) 有効性／3.1

- ・事業効果は上がっているか、目標は達成できているか、目標設定が低くないかなど、有効性については、ほとんどの委員が「どちらともいえない」と判断している。有効性の観点から、評価点を平均すると「3.1」であった。

(3) 効率性／2.9

- ・実施方法の適切さや民間への業務委託、受益者負担など、効率性については、「良好」と判断した委員は約1/3である。
- ・「どちらともいえない」と判断した委員は半数以上占めている。効率性の観点から、評価点を平均すると「2.9」であった。

(4) 総合評価／3.1

総合評価は、全委員平均「3.1」であり、数字から見れば「どちらともいえない」との評価と言えるが、「助成額を増加し観光誘客を図れ」や「民間が努力すべき事業である」、「成果はあった」、「改善の余地はある」など、様々な評価となっており、まとめることはできなかったが、平均点を総合評価とした。

なお、各委員の意見は、「7 今後の方向性」の最後に示している。

## 7 今後の方向性

### 「見直しのうえ継続すべき」

前記6の事業評価で示したとおり、総合評価は3.1であり、また、5段階の評価指標としては3の「普通」との結果が出ている。

今後の方向性では、「拡充」が1人、「現状のまま継続すべき」2人、「見直しのうえ継続すべき」3人、「廃止」1人と、意見は分かれたが、協議の結果、今後の方向性は「見直しのうえ継続すべき」とした。

なお、各委員から出された下記の意見も参考にされたい。

○「拡充」に関する意見

- ・助成額を更に増加し、市の持つ観光資源やイベントをPRすることによって、まだまだ観光誘客を増やす可能性がある。

○「見直し」に関する意見

- ・今後は観光協会のあり方も見直し、市内関連事業者との連携を深め、インバウンドも見据えた事業に発展させる方向を検討すべきである。まずは市内消費額1億円を目指すべき。
- ・西脇市を訪れた人たちに、市のPRや市内でより多くのお金を使ってもらうための工夫について、他自治体の実施例等を研究することによって改善をする余地が

ある。

- ・助成がなくても来ていただける魅力づくりと、リピーターの確保が必要
  - ・合宿等も含めて、市内の観光地を必ず見学する等の策も検討すべき。
  - ・西脇市の知名度においては「知らなかった」33%、訪問経験なしが30%になっておりまだまだPRが足りない。
  - ・団体旅行の主催者は旅行社が多く、大阪府・鳥取県・岡山県・広島県から来られており継続することによって範囲が拡大するものと期待している。
  - ・5年を経過した段階で事業を根本的に見直した方が良い。金(補助金)の切れ目が西脇市との縁(観光)の切れ目にならないような施策を検討すべき。
- 「廃止」に関する意見
- ・民間が努力する課題であり、行政は広報等で協力すれば良い。
- 「現状」に関する意見
- ・市内でお金を使っていたか重要であり、市内消費額は15.8%増となっていることから見れば、成果はあったと判断できる。
  - ・年々利用者数も増えている。実績額も増加しているので成果はある。